

名古屋市上下水道局管理規程第22号

名古屋市上下水道局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

第3条第3項を次のように改める。

- 3 次に掲げる場合には、条例第9条の4第2項の規定による手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。
- (1) 条例第9条の4第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
 - (2) 条例第9条の4第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。